

# 5 くらし

## (1) 補装具費の支給



### ✿ 内容

補装具とは、身体障がい児（者）等の失われた身体機能を補完または代替する用具です。障がいの内容及び程度に応じ、補装具の購入・修理が受けられます。購入前に申請が必要です。

### ✿ お持ちいただくもの

- ・ 指定医師の意見書（指定様式、一部省略可★印）
- ・ 見積書（業者から取り寄せてください）
- ・ 身体障害者手帳（難病等の方は、難病であることの医師の診断書  
又は、特定疾患医療受給者証）
- ・ 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類
- ・ 委任通知書（代理申請の場合）

### ✿ 利用者負担

原則1割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）

ただし、世帯（18歳以上の方は、本人と配偶者のみ）の中に市民税所得割が46万円以上の場合は支給対象外です。

### ✿ 購入・修理できる主なもの

障がい名	交付できる補装具
視覚障がい	・ 視覚障がい者用安全つえ(★)　・ 義眼　・ 眼鏡
聴覚障がい	・ 補聴器
肢体不自由 (障がい部位によって異なります)	◎車いす ◎歩行器 ◎歩行補助つえ等(★) ・ 座位保持装置　・ 義肢　・ 装具
内部障がい	◎手押し型車いす ◎歩行補助つえ(★) ◎歩行器
重度障がい	・ 重度障害者用意思伝達装置

※ 上記一覧の◎がついているものは介護保険が優先される品物です。なお、介護保険該当者で、障がい・体型により既製の品物が適当でない場合には、意見書（既製品では適当でない理由）と身体障害者手帳を利用して補装具の申請となります。

※ 労災による障がい者については、労働基準監督署で交付し、それ以外の身体障害者手帳所持者について補装具の申請となります。

※ 5万円以上の修理については医師の意見書が必要となります。